

ID: 367

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	特別障害者手当の受給資格の認定(法第19条の準用)		
法令名称 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【根拠条文】 (認定) 第19条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。 (準用) 第26条の5 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条、第16条並びに第19条から第25条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第16条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第26条の5において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び法第26条の2の規定による。 (支給要件) 第26条の2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。))。 (2) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。 (3) 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。 障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日